

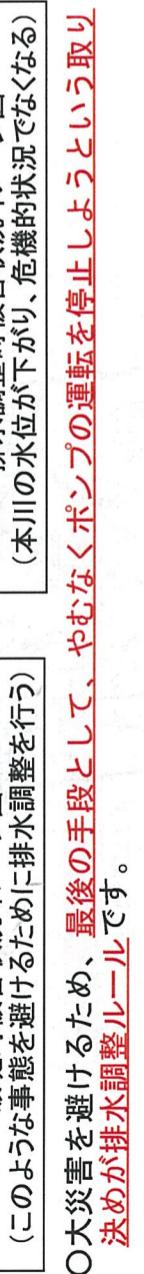
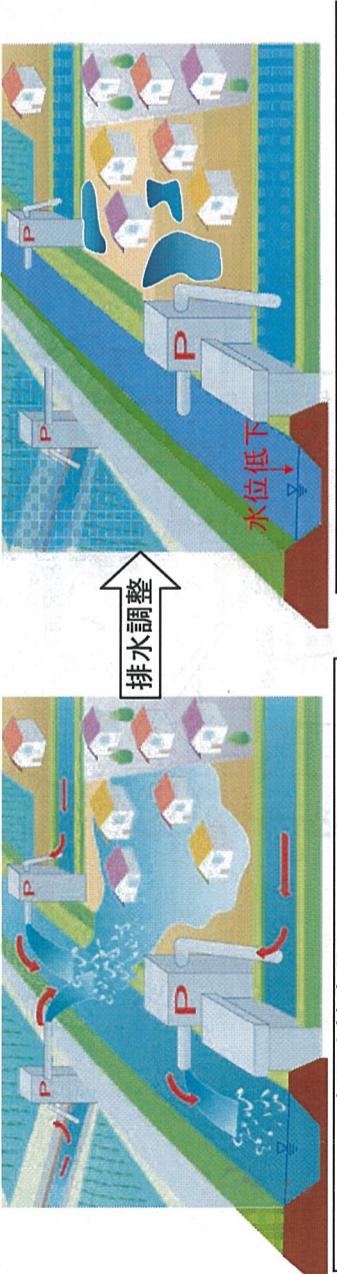
大雨による河川の氾濫に備えて (日光川流域において新しい排水調整ルールを策定しました)

1. 排水調整ルールとは

○海拔ゼロメートル地帯が広がる日光川流域では、川への排水はポンプによる汲み上げが多く、下流部を中心約2／3の地域がポンプによる排水が必要となっています。

○愛知県ではネックポイントの解消や河道整備など治水事業を鋭意進めているところですが、河川整備には莫大な予算と時間が必要です。その間に現在の河川の整備水準を超えるような大雨が降ると川から水が溢れるなど大災害の発生が心配されます。

○大雨が降り、河川への流入量が増えると水位が上がり、越水や破堤の危険性が増加します。万が一破堤した場合は壊滅的な被害が広がることとなり、人的、経済的な損失は膨大となります。



○ポンプを停止することによって地域からの排水は困難になり、浸水被害が発生する場合もありますが、壊滅的な被害の回避を目的とするものです。

○日光川流域では、昭和51年9月の目比川破堤を契機に、昭和52年9月よりルールを運用しています。

2. 従来の排水調整ルールについて

○従来のルールは、古瀬水位観測所1ヶ所の水位を観測し、一定規模の出水時に県事務所長、市町村長及び排水機場管理者が連絡会議に招集され、排水調整を行う要請を行なう請求を行なう本部に行い、**本部長(知事)**の指示をもって排水調整を行うよう排水機管理者等に伝達するものでした。

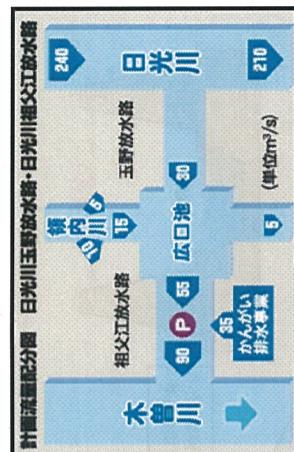
○複雑な手続きを必要としたため、情報が伝達されるまでに時間と手間を要していました。

○排水調整を行う基準水位は、ルール策定期に最大のネットクポイントであった日光橋（津島市道（旧主要地方道名古屋津島線））の橋下高さにより決められていました。

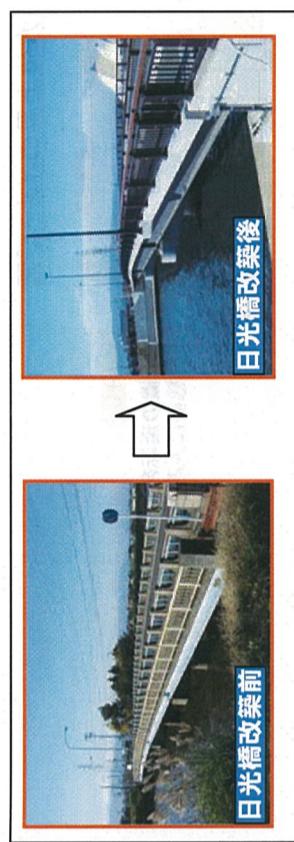
○従来のルールにおいては、過去に連絡会議が招集され準備態勢に入つたことはあります（平成16年10月）が、排水停止の実績は一度もありません。

3. 排水調整ルールの見直しについて

■背景 日光橋の改築（平成20年）や日光川放水路の供用開始（平成22年6月1日）など河川整備が進んだことにより、基準水位を引き上げることが可能となりました。



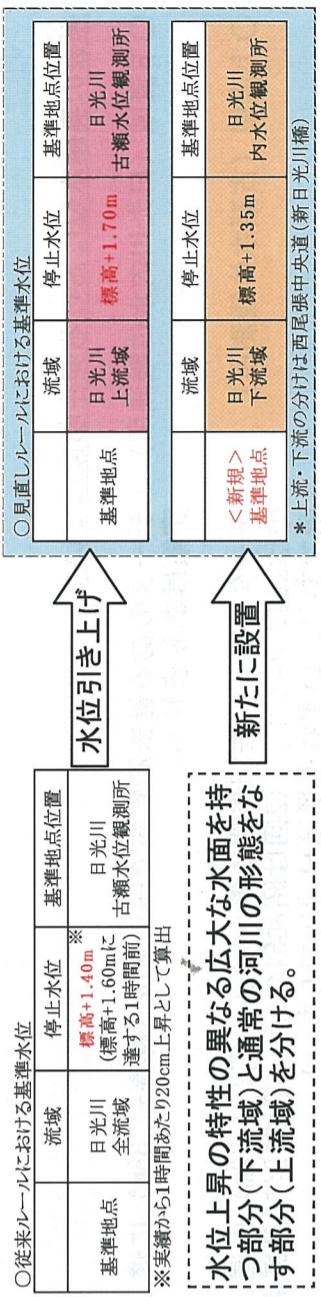
○日光川本川の河川水の一部を上流（一宮市）にて木曽川へ放流して、下流への負担を軽減します。



○橋梁改築により河川断面を拡大しました。

■主な見直し内容

- ①基準水位に達したら自動的に排水停止の通知をするしくみとしました。（愛知県内では同様なルールを新川流域で既に（平成13年6月より）運用しています。）
- ②排水機の運転を停止する水位を引き上げるとともに、排水機の停止時間を極力短くできるよう、新たに下流に別に運用する基準地点を設定しました。（1カ所⇒2カ所）



③基準水位として、排水機の運転を停止する準備態勢に入るよう通知する水位【準備水位】、排水機の運転を停止するよう通知する水位【停止水位】を再開するよう通知する水位【再開水位】を設定しました。

※住民の皆様には、準備水位を超えたら、お住まいの市町村などから、お知らせします。

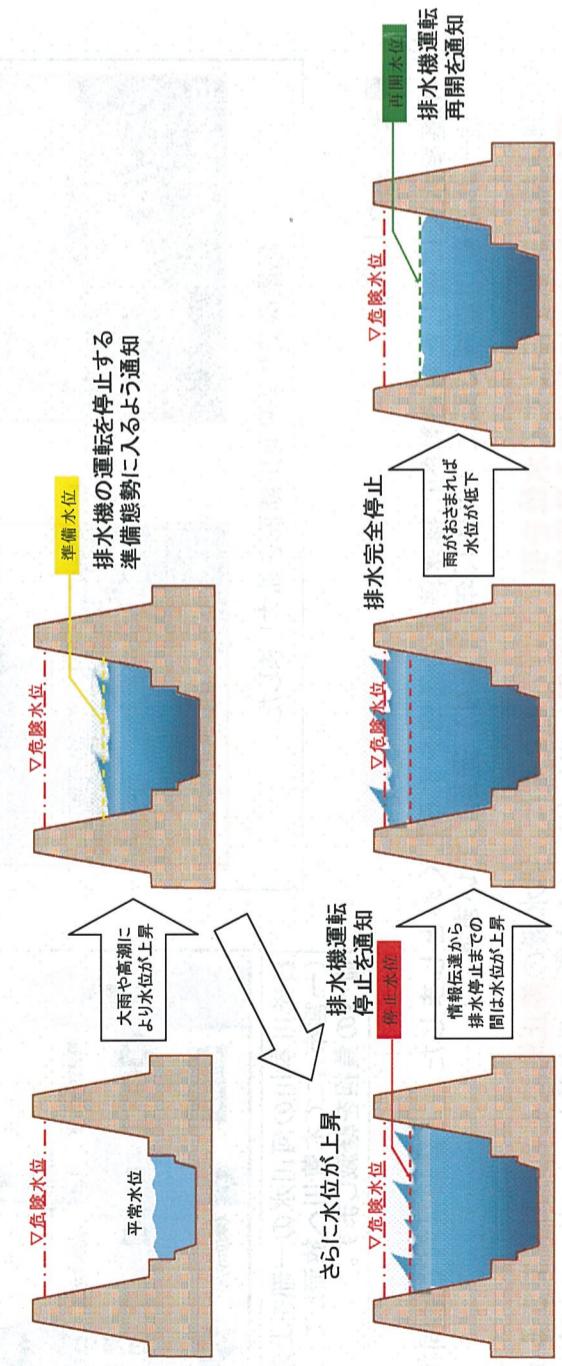
④方が一越水または破堤したときの排水機の運転の扱いを追加しました。一般県道馬飼井堀線以南の河川（日光川、三宅川、領内川）で越水や破堤した場合は、下流側から逆流する可能性があることから流域の甚大な被害の拡大を防ぐため、流域の排水機を全て停止させることとした。

⑤戸田川に副基準地點（戸田水位観測所）を新たに設けました。
○準備水位：標高-1.90m、停止水位：標高-1.70m、再開水位：標高-1.75m
(平成23年4月1日から戸田川の管理者が名古屋市長になる予定であることから、戸田川独自で排水調整ルールを運用できます)

基準水位一覧表

単位流域	下流域	上流域
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所
準備水位	標高+1.05m	標高+1.50m
停止水位	標高+1.35m	標高+1.70m
再開水位	標高+1.25m	標高+1.60m

過去の実績水位における発生頻度について



*危険水位とは、越水や破堤のある水位をいう。

過去の実績水位における発生頻度について

○下流域（日光川内水位観測所）：データのある過去23年間で停止水位（標高+1.35m）に達した実績はありません。

○上流域（古瀬水位観測所）：データのある過去36年間で停止水位（標高+1.70m）に達したのは2回のみです。（2回は昭和51年9月、平成12年9月東海豪雨であり、いずれも標高+1.71mでした。）

従つて、今回策定したルールでは通常の雨レベルでは排水停止することではなく、巨大台風又は東海豪雨を超えるような異常な気象条件の中で河川水位が上昇する場合に備えたルールと言えます。

4. ルール見直しによる効果

従来のルールよりも的確で迅速な排水調整が可能となるとともに、排水調整実施の頻度やポンプ運転停止時間が減少することになります。

5. 新ルール適用日

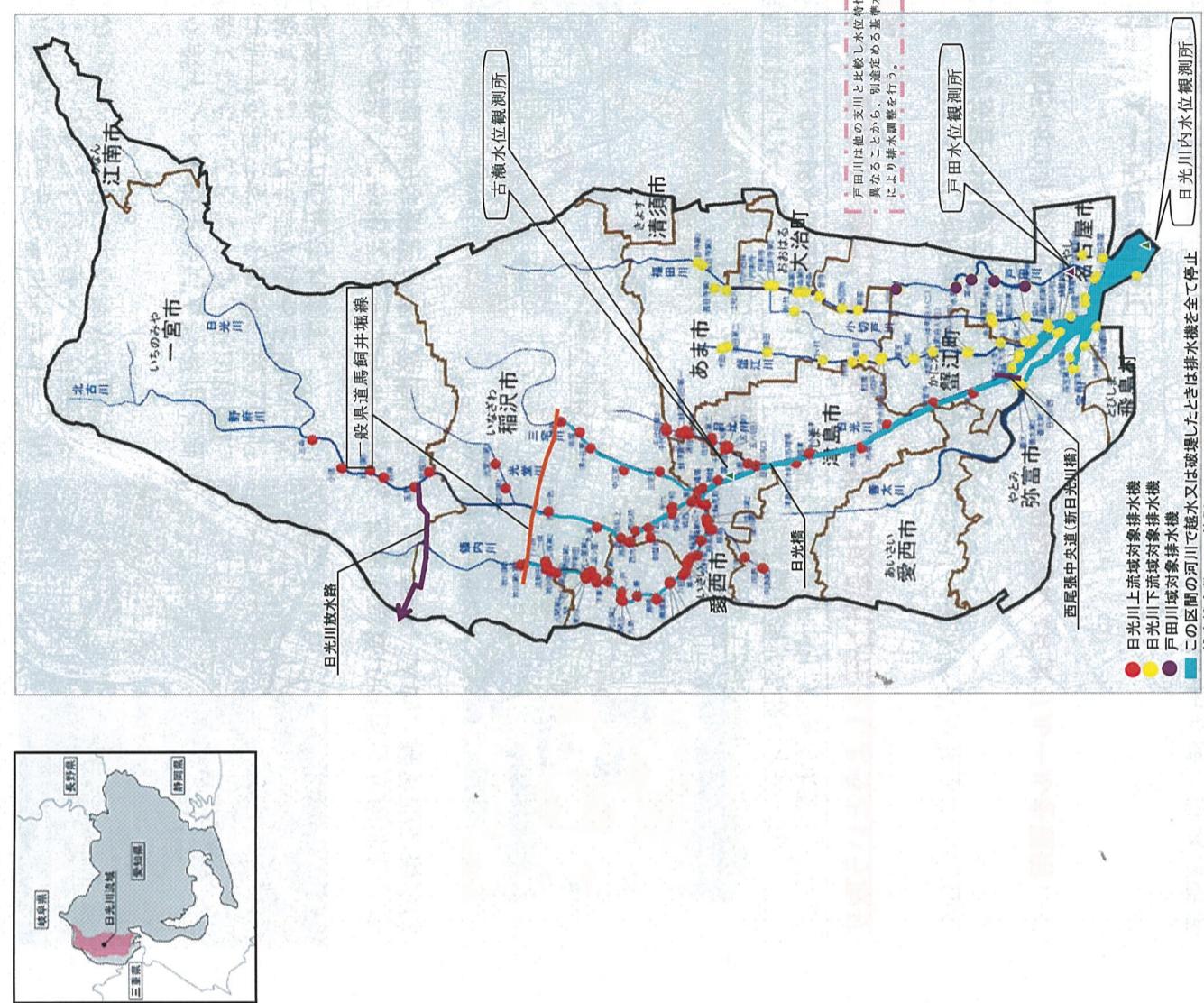
平成22年7月1日から適用

- お問い合わせ
- お問い合わせ
- お問い合わせ
- お問い合わせ
- お問い合わせ

詳しくは下記までお問い合わせ下さい。
住民の皆様方に置かれましては、お住まいの市町村から配布されている洪水ハザードマップなどを活用され、“いざ”という時の備えをお願いします。
このようないいな、排水機の停止が極力生じないように、県では日光川の河川整備を全力で取り組んでまいります。

6. 各流域の排水調整対象となる排水機

日光川流域市町村(9市2町1村)	
名古屋市	一宮市
清須市	津島市
あま市	江南市
大治町	稻沢市
豊川町	蟹江町
飛島村	愛西市



詳しく述べてお問い合わせ下さい。
尾張建設事務所維持管理課 TEL 052-961-4421
一宮建設事務所維持管理課 TEL 0586-72-1415
海部建設事務所河川整備課 TEL 0567-24-2084
ホームページ http://www.pref.aichi.jp/0000032743.html